

第三者評価結果

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>児童発達支援では、単独もしくは親子の少人数のグループで子どもの「楽しい」という気持ち、「おもしろい」という興味や関心、「やってみたい」という意欲を大切に、遊びや活動を行っています。2、3歳児の親子グループの例では「いろいろな楽器に触れよう」、「いろいろな遊具でからだを動かそう」などのテーマで、自由に遊べる環境を作ったり、自由遊びの時間にはコーナーにオモチャを準備し、主体的な遊びの発展を促しています。</p> <p>放課後等デイサービスの余暇支援では、利用者の希望や意向を尊重しながらプログラムを決めています。月1回の土曜プログラムでは、ボーリング、カラオケ、電車で外出、レストランでの食事などのメニューの中で利用者が参加・不参加を決めるなど自己決定を尊重しています。支援の環境設定においては、個々の障がい特性に応じた合理的配慮に努めています。職員は法人の全体研修の参加により人権への理解を深めています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
【A2】	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <p>利用契約書には、「緊急かつやむを得ない場合を除き、本人の行動を制限するような行為を行わない」旨を明示しており、契約時に保護者に説明し、同意を得ています。療育の活動室入り口の施錠は、療育機関として生命や安全を守る目的での使用として行政の承認を得ています。</p> <p>権利侵害の防止に向けて職員は法人主催の虐待防止研修等に参加し理解を深めています。身体拘束の取扱いについては園長会で研修テーマとした機会を捉え、園長が職員会議や朝礼、回覧等により職員への周知を図っています。また職員会議では児童版倫理綱領の確認も行っています。</p> <p>現在は身体拘束を行っていませんが、今後に備えて、車いすの座位保持に伴うベルトやテーブルの使用など、緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的手続きと実施方法の明文化や、関連様式の作成は課題です。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
【A3】	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>基本理念には「自立的生活を意識した発達支援(療育)」を明示しており、子どもが一連の活動を自立して主体的に取り組める様に、個々の発達や障がい特性をアセスメントし、活動のプログラムづくりや環境設定を工夫しています。具体的には、くろーばーではできないが、家ではできたり、外では食べないが家やくろーばーでは食べられる理由を探ったり、幼稚園ではどうか、新しい人とはどうかなど、どのような相手、場所、状況であればできるのかなどを詳細にアセスメントし、支援を組み立てています。また、自立に向けた動機づけには、「強みを活かす」ことを大切にしています。</p> <p>既成概念に捕らわれず、例えば、キャラクターが大好きで数十個のキャラクターの名前が言えることも強みとして支援に活かします。保護者も気づかなかった「強み」を見出し、保護者とも共有化することで、保護者の視点にも変化が生まれてきます。</p>		

【A4】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>障がいや発達など個々の状況に応じて、様々な方法によりコミュニケーション支援を行っています。例えば重度の障がいのある児童の場合には、打楽器の大太鼓を正しく叩くことを支援の目標にするのではなく、手で触る、口で触れるなど、個々に応じた打楽器のリズムでコミュニケーションを楽しみます。</p> <p>自閉症など障がい特性などから言葉による指示の理解が苦手な子どもについては、実物、写真、絵カードなどを活用した視覚的な支援によってコミュニケーションを図り、自立的な活動を支援しています。毎月の身長・体重など身体計測の際には絵カードを用い、何をするのか子どもに分かりやすく伝える工夫もしています。</p> <p>現在はコミュニケーション機器を利用する児童の在籍はありません。</p>		
【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者については、個別支援計画とモニタリングのための定期面談を年2回行うほか、希望に応じて随時個別相談を行っています。年度初めには、保護者が相談内容を記載できるA4版の「連絡用紙」を配布し、連絡帳にはさんでいつでも提出できることとしています。「連絡用紙」は受け取ってから一週間以内を回答期限の目安としています。個別支援計画の策定にあたり、「保護者の願い」を聴取の上、計画の冒頭に記載しています。支援の出発点を「保護者との願い」とし、子どものアセスメントを保護者と共有しながら、計画の目標や支援内容に反映させています。</p> <p>放課後等デイサービスでは、子ども本人の相談内容によっては、学校や、児童発達支援センターとも連携し、情報共有や、支援方針の確認などの対応を図っています。</p>		
【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>児童発達支援では、障がいや発達など個々の状態に応じてクラス分けをし、月毎に目標を決めて活動を行っています。4、5歳児の単独通園クラスのプログラムでは、自由に遊ぶ時間と課題に取り組む時間を組み合わせて活動を行っています。自由遊びの時間は、コーナーのオモチャを自由に選び、主体的に遊べる環境としています。</p> <p>放課後等デイサービスの余暇支援では、本人の希望やニーズに基づく支援を行っています。月1回の土曜プログラムでは、ボーリング、カラオケ、電車で外出、レストランでの食事などのメニューの中で利用者が参加・不参加を決めています。地域に関する情報提供については、市主催の「ふれあいフェス inずし」など催し物の開催を周知しています。今後には、障がい者雇用に積極的な大手ハンバーガーショップでの接客や調理などの職場体験を土曜プログラムに導入する計画も進めています。</p>		
【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画に基づき、個々の障がい特性や発達に応じた支援を行っています。支援方法は個別支援計画作成会議で検討し理解・共有しています。</p> <p>支援の質の向上に向けては、職員は専門知識の習得に向けて、法人内外の研修会に出席しています。スーパーバイザーを講師に招き月1回ケース会議を開催し、支援困難ケース等の事例検討を行っています。スーパーバイザーは事例検討に先立ち活動場面に同席し、子どもや職員の支援場面の観察を行います。一か月後にケース会議に参加し、子どもの見立てを職員にフィードバックしたり、アセスメントや支援方法についてのスーパービジョンを行っています。ケース会議を定期的に行うことで、日々の療育内容の振り返りの機会にもなっています。</p> <p>ハード面では、活動室内の支援の様子を観察できるモニター室を設置しており、活動場面の観察により、子ども理解や支援方法の共有が可能な環境整備を図っています。</p>		

A-2-(2) 日常的な生活支援		
【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>給食は提供していませんが、持参した昼食を摂る親子の場合、昼食時間を使って保護者から食事に関する相談を受けたり情報共有を図る機会としています。個々に応じたスプーンやフォークの形態の見立て、障がい特性からくる感覚の過敏さと偏食との関係、子どもが食べやすい調理方法についてなど、必要に応じて保護者への助言も行っています。</p> <p>排泄支援については、個々の心身の状況に応じて排泄自立に向けた支援を行っています。障がい特性から音への過敏さがトイレでの排泄を困難にしている例もあり、個々の障がいや発達を理解し、支援方法の工夫に努めています。</p> <p>歩行器の使用など移動の支援については、市の療育相談室「ひなた」のスタッフであるPTの協力を得て行っています。</p>		
A-2-(3) 生活環境		
【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>活動の場はバリアフリーとし、安心・安全に配慮しています。現在コロナ禍という状況の中で、衛生面に留意し、清掃方法等を見直し、部屋の消毒の仕方などについて整理を図りました。自閉症などの障がい特性により、周囲の刺激に敏感な子どもが落ち着ける空間をつくるため、部屋のコーナーにパーテーションを設けるなど生活環境の工夫を行っています。</p> <p>利用者の意向等を把握する取り組みとして年1回、利用者満足度調査を行い、意見や対策を公表しています。環境については活動スペースの十分な確保、本人にわかりやすい構造化された環境、設備のバリアフリー化、清潔で心地よい環境設定についてなどを評価の項目としており、直近の結果でも回答者の9割程度が適切である旨回答しています。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
【A10】	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>個別支援計画に基づき、市の療育相談室「ひなた」の専門スタッフである理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の助言・指導のもとに、子どもの状況に応じた機能訓練等を実施しています。利用者一人ひとりの計画を定めて機能訓練・生活訓練を行っています。利用者ニーズに対して実施頻度は低いことなど、訓練の実施のあり方は課題です。</p>		
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
【A11】	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>看護師を中心に、バイタルチェックや、活動場面の観察、保護者からの連絡帳等を通じた子どもの健康状態の把握に努めています。看護師は感染症予防など健康管理に必要な情報の資料づくりや職員会議での研修などを実施し職員に健康管理・増進に係る情報を周知しています。直近では、朝礼の時間を活用し、看護師がコロナ禍におけるインフルエンザの流行と予防接種について職員にレクチャーを行いました。</p> <p>子どもの体調変化時の迅速な対応のため、ハイリスクの児童の既往症や症状、医療機関などの連絡先、、急変時の対応の手順などをまとめた「緊急時対応マニュアル」を作成し、緊急時に備えています。</p>		

【A12】	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>事業所では医療的な支援を要する児童について、特段の制限を設けず受け入れています。入所時には、児童状況調査票により、予防接種、通院先、主治医、連絡先、定時薬の確認を行っています。必要に応じて定時薬や発作時の頓服などの服薬管理も行っています。利用契約書には、病状の急変が生じた場合、速やかに家族に連絡すると共に協力医療機関又は家族の指定する機関での診療を依頼する旨明記しています。</p> <p>医療的な支援については、看護師を中心に、職員、保護者と連携して取り組んでいます。子どもの体調変化など緊急時に備えるため、ハイリスクの児童の既往症や症状、医療機関などの連絡先、急変時の対応の手順などをまとめた「緊急時対応マニュアル」を作成し、看護師を中心に安全管理に努めています。</p>		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
【A13】	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービスは、自立への支援や集団生活への支援を柱としています。自立への支援では、家事や調理などの生活スキルの経験を通じ、自立に向けてのスキルアップを目指しています。集団生活への支援では作業活動、創作活動、地域資源を利用した余暇活動などを通じて社会生活スキルを学んでいます。プログラムは利用者の希望を確認しながら進めています。</p> <p>社会参加の取り組みとしては、月1回行う土曜プログラムで、ボーリング、カラオケ、電車を利用する外出やレストランでの食事など興味関心を広げる多様なメニューを工夫しています。参加・不参加は利用者の選択を尊重しています。</p> <p>今後に向けては、将来的な就労をイメージし、社会参加の意欲を高めるプログラムとして、障がい者雇用に積極的な大手ハンバーガーショップで接客や調理を行う就労体験を土曜プログラムに導入する計画を進めています。</p>		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービスでは、買い物や外出など本人が希望するプログラムへの参加を通じて、地域生活に必要な社会資源の理解につなげています。今後に向けては地域生活への意欲を高めるプログラムとして、障がい者雇用に積極的な大手ハンバーガーショップで接客や調理を行う就労体験を土曜プログラムに導入する計画も進めています。</p> <p>児童発達支援では、子どもが在籍する幼稚園・保育園・学校などに巡回相談を行っています。これは「集団生活にのれない」「席に座ってられない」など、保護者や所属の相談ニーズに基づき、職員が訪問し、個々の障がいや発達を理解し、子どもの「強み」に着目していくことなどを話し合っています。巡回相談は保護者の同意の下で実施し、結果は保護者と情報共有を図っています。巡回相談の実施により、子どもの所属先の環境把握や教職員等との連携の契機となり、くろーばーでの療育の充実にもつながっています。</p>		

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 年2回の個別面談で保護者に支援の状況等を報告しています。活動の振り返りは保護者と共にクラス単位で行い、放課後デイでは保護者が迎えに来た時点で、子どもの様子などを保護者に報告しています。保護者からの質問等には職員が回答するほか、他の保護者からも意見が出され、相互交流を図りながら子どもへの理解を深める機会としています。 クラス毎の懇談会、母親懇談会、父親懇談会なども実施しています。父親懇談会は園長ほか出席者全員が男性職員という設定とし、話をしやすい雰囲気づくりにも努めています。家族支援の工夫としては、年度初めにA4版の「連絡用紙」を配布し、保護者から相談があればいつでも何度でも提出できることとし、速やかな対応に努めています。子どもの病状の急変時の家族への報告は利用契約書に明記し、同意を得ています。 今後に向けては、保護者向けの勉強会を検討中です。		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント> 児童発達支援では2、3歳児の親子通園クラス、4、5歳児の単独通園クラス、4歳児クラス、5歳児クラスなど、障がいや発達を勘案したクラス編成とし、個別支援計画に基づいた発達支援を行っています。活動は、子どもの「楽しい」という気持ち、「おもしろい」という興味や関心、「やってみよう」という意欲を大切に、自立的生活を意識した発達支援(療育)をめざしています。 4、5歳児クラスでは、「魚釣り遊び」で、順番を守るルールを覚えたり、「粘土遊び」で指やはさみを使って切る・ちぎる手先の操作を覚えるなど、個別活動と集団活動を取り入れたプログラムを工夫しています。また1日の流れでは、集団でのプログラムを終えて、個々が主体的に遊ぶ自由遊びの時間へと移ります。 プログラムはチームで作成し、活動の振り返りや見直しも図っています。巡回相談等の機会を活用しながら保護者や保育園・幼稚園などの所属先とも連携を図っています。		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント> 就労支援以外の事業所のため評価外		
【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	
<コメント> 就労支援以外の事業所のため評価外		
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント> 就労支援以外の事業所のため評価外		